

平成 29 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 29 年 11 月 24 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

4 番	中村三千人君
-----	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	山並正	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	柿塚一	主査	大林喜光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 59 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 60 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 61 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 62 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	議第 63 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
日程第 8	報告事項について

閉 会

開 議 午後 3 時 45 分

○事務局（山並正君） 皆さん、現場は大変お疲れ様でした。ただいまから平成 29 年天草市農業委員会第 11 回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） こんにちは。皆さんには、早くからお集まりいただき、現地確認はお疲れ様でした。今日の現地は、非農地の審査の最後にありますので、そこでご意見、ご審議いただければと思います。それでは、よろしく申し上げます。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、皆さんお揃いでしたが、中村委員が現地確認後に体調を崩されてしまい、皆さんには申し訳ありませんが総会は欠席させてほしいとおっしゃられました。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、5 番、宮崎委員、6 番、黒川委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 58 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の 1 ページをお開きください。1 番について説明します。

有明町の譲受人は、志柿町の譲渡人より、有明町の田、畑 1,138 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦和小学校から南へ約 1.5km、青色で着色した国道 324 号線の南東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはソルゴーを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。熊本市の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田 6,104㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳支所浦出張所から東へ約 1.2km、青色で着色した県道有明倉岳線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。譲受人は譲渡人の子で熊本市在住ですが、頻繁に天草へ帰郷し農作業を手伝っているとのこと。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。五和町の譲受人は熊本市の譲渡人より、五和町の畑 694㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北東へ約 1.5km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。五和町の譲受人は熊本市の譲渡人より、

五和町の畑 1,123 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北東へ約 1.6Km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 2 ページをお開きください。5 番について説明します。

五和町の譲受人は兵庫県川西市の譲渡人より、五和町の畑 376 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北西へ約 900m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 59 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 1 番について説明します。転用者は久玉町の個人で、久玉町の畑 355 m²に太陽光発電施設を建設する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色

着色部分です。黄色で着色した牛深高校から北へ約 300m、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネルを 88 枚設置し、売電する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2 番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田 4,548 m²に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から北西へ約 2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、高齢となり農地として管理していくことが困難となってきたため、クヌギを 1,300 本植林し管理する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に一部植林されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田 277.28 m²を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから南へ約 200m、青色で着色した県道本

渡五和線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し建替えが必要となったため、住宅を一棟、3 台分の駐車場、残地を通路及び庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 60 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 4 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は丸尾町の個人で、丸尾町の畑 160 ㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校付近で、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、自宅及び事務所の駐車場が不足しているため、駐車場 4 台分を整備し利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑

30.74㎡を売買により取得し、宅地にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から東へ約700m、青色で着色した国道324号の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、雑草を管理するのに他人名義であり何かと不便をきたしているため、今回譲ってもらい庭及び菜園として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は既に庭として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田57㎡を売買により取得し、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北へ約500m、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、現在2台分の駐車場がありますが縦列で何とか止められる状態です。朝夕の交通量の多い時は車の入れ替えに危険を伴うため、あと2台分の駐車場を整備し利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 4番について説明します。転用者は天草市で佐伊津町の畑1,996

m²を売買により取得し、植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北へ約1km、青色で着色した国道324線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、将来にわたって地域の皆さんに良質な生活環境を提供するための地域の森として活用すると共に、豊富な地下水を育むため、クヌギ200本を植林し水源涵養林として保存する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の5ページをお開きください。5番について説明します。

転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の田534m²を売買により取得し、貸家・駐車場・通路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北東へ約600m、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、貸家1棟とその駐車場2台分、従業員駐車場6台分、残地を通路として整備し利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。現地は既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田20㎡を贈与により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から東へ約1.5km、青色で着色した国道266号線の北東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、自宅をリフォームすることになり宅地だけでは狭く不便なため宅地拡張する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地として利用しているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑102㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した志柿地区コミュニティセンターから南へ約300m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが足りないため、3台分の駐車場とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 8番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田

499 m²を贈与により取得し、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本総合グラウンドから東へ約 500m、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、自己住宅を建築し、3 台分の駐車場と残地を庭とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成しているため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 9 番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑 1,152 m²を売買により取得し、貸資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧有明東中学校付近、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、脱着コンテナ、金属、プラスチック、砕石クラッシュラン等の資材置場とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に資材置場として利用しているため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 10 番について説明します。この案件は今年の 5 月に農用地からの除外申請があり、当総会にて転用見込みありと判断したものになります。転用者は有明町

の個人で、有明町の田 950 m²を賃貸借契約により借り入れ、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した道の駅有明から南西へ約 800m、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分が行われているため、第 1 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、現在事業用駐車場を借りていたが、移転せざるを得なくなったため、転用者が経営する自動車修理工場の隣に 34 台分の駐車場とする計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、11 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 会長、11 番と 12 番は転用者が同じに関連しているため、一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（大林喜光君） 11 番、12 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 694 m²を使用貸借により借り受け、また、五和町の畑 283 m²を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したユメールから北東へ約 300m、青色で着色した通詞大橋の北側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なことと、漁業を営んでおり、漁具置場等も必要だったため、個人住宅を一棟、3 台分の駐車場、漁具置場、残地を通路及び庭として整備し利用する計画です。資料③の 5 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、12 番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 61 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 8 ページからご説明いたします。所有権移転の計画が 3 件、利用権の新規設定の計画が 10 件、再設定の計画が 1 件、合計 14 件で、総面積は 50, 221 m²となっております。所有権移転の計画は、五和町の個人と下浦町の個人と福岡市の個人から熊本県農業公社が売買により取得するというものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の 14 ページの審査資料の各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 14 件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 62 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 15 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、下浦町 1 件、佐伊津町 3 件、有明町 1 件、五和町 1 件、先月持ち越しになり現地の確認になった天草町 1 件、全体で 37 筆、面積は合計で 31, 327 m²となっております。現地確認を実施し、18 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの。及び (2) のその土地を農地として復元しても継続して利用することが困難なもの。に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1 番、2 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 3 番から 14

番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。現地は14筆の筆界未定地となっておりますが、全てが山林としてみられる状況にあるため何ら問題はございません。次が15番、16番の申請地周辺の地図です。航空写真です。現地の写真になります。次が17番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が18番から33番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が、先ほど現地確認をしていただいた34番から37番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○10番（小堀田幸一君） 広がりにはありますが、現場でもお話ししましたとおり、用水設備と排水設備が機能していない。現地を見ていただくと分かりますが、周りも全く耕作していない。先ほど事務局から説明があった非農地の判断基準の、そこを復元しても周囲の状況からして継続して利用することは無理。となると、そのまま認めてもいいのではないかと私は思います。

○議長（鶴田雄士君） 他の委員さんにはご意見はありませんか。

○11番（嶋田浩二君） 今回、申請があった部分については認めてもいいのではないのでしょうか。次にまた申請があったら、再度、考えないといけないと思いますが。

○10番（小堀田幸一君） そうすると、そこを認めているのに、なんでこっちは認めないのってなってしまうんじゃないのかということ。隣が非農地と認められたら、どんどん非農地として申請が出てくる可能性があって、全体が非農地になってしまう。

○11番（嶋田浩二君） 申請があっているところは木が生えている。手前はまだ木は生えていないが。生えていないところはまだ認められないとすればいいのでは。

○10番（小堀田幸一君） 申請があった農地も手前の部分には、木は生えていない。なので、一部を認めて、木が生えていないところは認めないとするのかという話になってくる。田なので今後も木が生えてくるかという微妙なところではありますが。

○2番（稲田秀敏君） 私が見た感じでは、まず、道路がない。端の部分は原野化している。再利用というか、嵩上げして利用できるようにするにしても、面積が広すぎるし、部分的にしても意味がない。実際、利用していけるかという、かなり厳しいと思います。

○10番（小堀田幸一君） そのまま残した方がいいのかもしれませんが、耕作する人もいないので、非農地として認めてもいいと思います。実際、何十年経ってもこのままとします。

○議長（鶴田雄士君） それでは、34番から37番は原野として、1番から33番を山林として議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第63号、農業振興地域整備計画に係る農用区域からの除外申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の19ページをお開きください。1番について説明します。申請者は新和町の個人で、新和町の畑394㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から西へ約3.1km、青色で着色した県道碓石中田線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、県道拡幅工事に伴い自社の作業場及び駐車場が狭くなるため、10台分の駐車場として整備し利用する計画です。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。申請者は川原町の個人で本町の畑908㎡を連系変電所として貸し付ける計画です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約2km、青色で着色した県道本渡茶北線の北側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が動画になります。次が配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、山頂付近に風力発電施設を2基設置予定で、発電した電力を既存の電力会社の鉄塔へ接続するための連系変電所が必要となるため、その設備を設置する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の20ページに記載しております。
農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第4条の許可不要転用届につきましては、ございませんでした。第5条の許可不要転用届につきましては、ございませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成29年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

午後5時10分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 黒川紀世子

署名委員 宮崎義一

